

2014 年度事業計画

公益社団法人 日本複製権センター

《はじめに》

公益社団法人日本複製権センター（以下、「JRRC」という。）は、その前身である日本複写権センターが 1991 年に設立され、以降長年にわたり著作権の管理事業を通じ、日本の学術・文化の発展・振興に寄与してきた。

また、2012 年 4 月 1 日からは、公益社団法人として再出発し、集中管理事業者として不特定かつ多数の利益の増進に寄与するために、各種事業活動を行ってきた。

更に、2013 年 4 月 1 日には、設立以来 22 年間にわたり据え置かれていた使用料を改定するとともに、利用者・権利者双方に対し、より充実したサービスの提供が可能となる環境を整備した。2014 年度は、使用料規程改定 2 年目として、利用者・権利者へのより充実したサービスの提供と共に、公共の利に資する事業を積極的に行うことを目的に重点事業を定め、定款に定める各種事業を実施することとする。

《重点事業》

1. 電子ファイル化許諾実現への取り組み

2013 年度の重点事業として電子ファイル化許諾について検討を重ね、JRRC として電子ファイル化への許諾を早急に行うべきとの結論に至った

2014 年度は、これまで実施した各種調査、経団連及び利用者へのヒヤリング実施結果等を基に、権利者と具体的許諾内容を詰め、使用料規程の改定を目指す。

2. より効果的な契約締結促進活動の実施

昨年実施した 2 回の DM 送付による新規契約獲得に加え、JRRC 著作権セミナー、無料講習会講師派遣事業、メールマガジンの配信等により、利用者あるいは一般に対する JRRC の知名度は徐々に高まってきている。

2014 年度は、これらの施策を継続的に実施するほか、より企業・団体の活動実態に合わせた効果的な施策を検討し、新規契約の獲得に努めることとする。

また、顧客サービスの一環として、新たに契約担当者を対象とした小セミナー・懇談会を定期的に開催し、JRRC への理解をより深めていただくと共に、直接契約者からの意見を聴取できる場を設けることとする。

更に、これまでの個々の企業・団体対象のマーケティングだけでなく、経済団体を通しての包括的な契約促進活動についても新たに実施を検討することとする。

3. 管理著作物検索データベースの充実

文化庁による国立国会図書館データベースの利用に関する実証実験結果を受け、2014 年度は、国立国会図書館の協力の下に、管理著作物検索データベースの充実を図る。

4. ウェブサイト機能及び顧客管理システムの拡充

2013年度から運用を開始したWEB契約管理システム、契約書作成システムは予定通り順調に稼働しているが、2014年度は更に機能改修を図り、利用者にとってより利便性の高いシステムの構築を目指すこととする。

また、これまで基幹システムとして導入・運用してきた市販業務システムとWEB契約管理システムの一体化運用を図るため、これまでの市販業務システムを統合化した新顧客管理システムの構築を行い、JRRC基幹業務のより効率的な運用を図ることとする。

《経常事業》

I. 複製に係る権利行使の委託を受けた著作物の複製等の利用許諾、並びに同利用許諾に係る使用料の徴収、分配に関する事業

1. 複写使用料の徴収

より効果的な契約促進活動の実施による新規契約数の増加を図り、2014年度の徴収額は3億円を目標とする。

2. 実態調査方法の改善・検討

2013年度実施の実態調査方法を、様々な観点から見直し、十分なサンプル数が確保できるよう効率的な実態調査方法を検討することとする。

3. 複写使用料の分配

2013年度分として徴収した著作物複写等利用許諾契約に基づく複写使用料を、それぞれの利用に関する調査データ、使用実績報告等に基づき、2014年9月末に各会員団体に分配する。

4. 個別権利者からの権利受託への取り組み

個別権利者からの権利受託に組み、管理委託契約約款、使用料の徴収・分配等について検討を行い、管理著作物の範囲拡大を目指す。

II. 著作権思想の普及及び調査研究に関する事業

1. 一般及び利用者への思想普及・啓蒙活動

(1) JRRCの自主事業

公益社団法人として、一般及び利用者を対象に、広く著作権に関する知識の普及・啓蒙活動を行う。

- ① JRRC主催の著作権セミナー、講演会等の開催
- ② メールマガジン等による著作権知識の普及・啓蒙活動
- ③ 著作物複写利用に関する啓蒙用パンフレット等の作成
- ④ 契約締結促進用ノベルティの製作
- ⑤ HP、インターネット及び業界紙等での広報・宣伝活動の実施
- ⑥ 利用企業・団体からの著作権に関する講演依頼に対する出張講演
- ⑦ 契約担当者を対象とした小セミナー、懇談会の定期的開催

(2) 文化庁、著作権情報センター等の普及事業への参加

- ① 文化庁著作権セミナーへの協賛団体としての参加
- ② 同庁の著作権教育連絡協議会会員として著作権思想の普及啓発活動への参加
- ③ 著作権情報センターの正会員として同センターの普及・啓発活動への協力
- ④ 国内外セミナー、研修会への講師の派遣
- ⑤ 文化庁国際課による WIPO 集中管理団体実務者研修の受け入れ協力

2. 調査・研究

国内外の著作権法改定動向、集中管理事業動向等、及び海外 RRO におけるデジタル分野での対応等、JRRC にとって必要かつ重要な情報を収集すると共に、国内外の関連団体との連携を通じて国際的な著作物の利用に関する調査研究を行う。

3. 国際活動への取り組み

(1) 国際複製権機構連合(IFRRO)との連携

海外 RRO との双務協定締結のための調査研究、国際的な著作物の利用に関する動向の情報収集、調査等、IFRRO の正会員団体として必要な会議等への参加を含め、引き続き積極的な対外活動を行うこととする。

(2) 海外 RRO との連携

従来実施してきた IFRRO あるいは APC との協力関係構築の成果と共に、JRRC に対する国際的な認知度は海外 RRO の中で大きく向上した。これに伴い JRRC との双務協定締結を希望する海外 RRO が増加してきている。2014 年度は海外 RRO との双務協定締結に関し、引き続き検討を行うこととする。

4. 図書館における著作物利用に関する協議への参加

権利者側 6 団体と図書館側 5 団体の「図書館における著作物の利用に関する当事者協議会」に参加し、JRRC の管理事業に関する事項について、権利者と共に必要な検討を行う。

III. 著作物の利用に係る相談、助言に関する事業

一般あるいは利用者からの著作物複写利用に関する電話・メールによる質問や相談に対し、必要な手続きの説明等を通して著作権に関する知識の普及・啓発を図ると共に、他の問い合わせ先の紹介やアドバイス等を行う。

以上